

常総衛生組合公示第1号

令和3年度常総衛生組合一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定により、令和3年度の計画を次のように定める。

令和3年1月27日

常総衛生組合管理者 小田川 浩

- 1 常総衛生組合「常総市，守谷市，坂東市，つくばみらい市」におけるし尿及び浄化槽汚泥の年間処理量は、次のとおりである。

品 名	処 理 量
生 し 尿	3,464 kℓ
浄化槽汚泥	30,562 kℓ
計	34,026 kℓ

- 2 一般廃棄物の処理主体
一般廃棄物の収集運搬は、許可業者によるものとする。ただし、最終処分については、委託業者による。

3 処理計画

(1) 収集，運搬

ア 収集区域の範囲

関係市全域とする。

イ 収集の方法

生し尿及び浄化槽汚泥（農集・コミプラ含む）

別に定める計画に従い許可業者が収集し，常総衛生組合へ搬入する。

(2) 中間処理計画

ア し尿処理施設

施設の名称：常総衛生組合「クリーンセンターきぬ」

所在地：つくばみらい市小絹1450

方式：標準脱窒素処理方式＋高度処理

能力：100kℓ/日＋50kℓ/日 150kℓ/日

イ し尿処理施設は常総衛生組合「クリーンセンターきぬ」に限る。

I 市別投入量 (kℓ/年)

市名	生し尿	浄化槽汚泥	計
常総市	768	13,119	13,887
守谷市	239	433	672
坂東市	1,353	10,988	12,341
つくばみらい市	1,104	6,022	7,126
計	3,464	30,562	34,026

※1 常総市は旧水海道市，坂東市は旧岩井市の区域とする。

※2 浄化槽汚泥には，農集・コミプラの汚泥が含まれる。

II 業者別投入量 (kℓ/年)

許 可 業 者	生 し 尿	浄化槽汚泥	計
(有) 東 海	153	8,700	8,853
(有) 石 山 清 掃	615	4,583	5,198
平 尾 商 事	288	3,676	3,964
(株) 常 陽 清 掃	1,065	7,824	8,889
(株) シイナクリーン	1,044	3,937	4,981
関 東 商 事 (株)	299	1,842	2,141
計	3,464	30,562	34,026

III 常総衛生組合より排出される廃棄物の最終処分計画

し 渣 及 び 脱 水 汚 泥 ・ ・ ・ 焼 却 後 埋 立 処 分 (北 茨 城 市) 80t/年

沈 砂 ・ ・ ・ 埋 立 処 分 (北 茨 城 市) 12.5t/年

[4年に1回50t排出]

IV 市別詳細

投入量 (kℓ/年)

市名	生し尿	浄化槽汚泥			合計
		単独	合併	計	
常総市	768	3,410	9,709	13,119	13,887
守谷市	239	111	322	433	672
坂東市	1,353	5,088	5,900	10,988	12,341
つくばみらい市	1,104	1,246	4,776	6,022	7,126
計	3,464	9,855	20,707	30,562	34,026

処理人口 (人)

市名	生し尿	浄化槽汚泥			合計
		単独	合併	計	
常総市	1,503	12,445	22,167	34,612	36,115
守谷市	468	405	735	1,140	1,608
坂東市	2,648	18,569	13,470	32,039	34,687
つくばみらい市	2,160	4,547	10,904	15,451	17,611
計	6,779	35,966	47,276	83,242	90,021